

写

元 消 安 第 4 1 1 7 号
令 和 元 年 1 2 月 2 0 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

年末年始、春節等に向けたASF、口蹄疫等に関する防疫対策の強化
について

ASF、口蹄疫等に関する防疫対策については、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第3条の2第1項に基づく特定家畜伝染病防疫指針により実施するほか、「夏期休暇期間中におけるアフリカ豚コレラ等の防疫対策の徹底について」（令和元年7月26日付け元消安第1588号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）等により、畜産関係者に対する飼養衛生管理の確認及び指導の徹底等をお願いしてきたところです。

また、ASFについては、上記通知以降、フィリピン、ミャンマー、東ティモールにおいて新たに発生が確認され、さらに9月には隣国の韓国、12月にはインドネシアにおいても発生が確認されるなど、近隣のアジア諸国への浸潤が進行しています。

このような中、訪日外国人旅行者数は年々増加しており、今年も、10月までに約2,690万人に達し、年度内に3,000万人を突破する見込みです。今後、年末年始及び春節（中国では令和2年1月25日）を迎えるに当たり、アジア地域における人・物の移動が盛んになることから、我が国へのASF、口蹄疫等の病原体の侵入リスクが高くなると考えており、より一層の緊張感をもって対応に当たることが重要と考えております。

このため、当省では、検疫探知犬の増頭など水際対策の強化に加え、飼養衛生管理の点検に係るステッカーの配布、野生動物侵入防止対策の義務化を始めとした飼養衛生管理基準の見直し等、病原体の農場や畜舎等への侵入防止対策を強化しているところです。

貴職におかれましても、ASF、口蹄疫等に関する情報の共有を通じ、改めて畜産関係者等の危機意識を高め、衛生管理レベルを引き上げるよう、下記の事項に御留意の上、発生予防対策及び万が一の発生時のまん延防止対策に万全を期すようお願い

いたします。

なお、年末年始、春節においては人や物の動きが活発になることから、動物検疫所における水際対策を一層徹底するとともに、関係省庁に対しても別途協力依頼していることを申し添えます。

記

1. 牛、豚等の飼養農場における飼養衛生管理の指導等

別紙1に基づき、牛、豚等の飼養農場に対し、法第51条の規定に基づく立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認すること。その際、遵守状況に不十分な点があることを確認した場合は、その改善のため、法第12条の5及び第12条の6に基づく、指導及び助言、勧告、命令等の必要な措置を確実に実施すること。

また、豚等の飼養農場に対しては、第10回拡大CSF疫学調査チーム検討会における検討結果を踏まえ、次の項目を徹底し、貴県においても遺漏なきよう対応すること。

(1) 飼養管理者と家畜保健衛生所との連携

家畜保健衛生所は、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認のみならず、きめ細やかな助言・指導を行い、指導内容のフォローアップに努めること等により、飼養管理者と連携体制を構築し、家畜に特定症状等の異状が確認された際、直ちに飼養管理者が家畜保健衛生所に連絡する体制を確保すること。

また、飼養管理者に対し、危機意識を持ちCSFやASFに関連する最新情報の把握に努めるよう指導すること。

(2) 適切な洗浄・消毒の再徹底

地域でのCSFの確認状況に関わらず、農場周囲の防護柵設置等のイノシシ侵入防止対策や、出入りする車両や人の消毒による病原体侵入防止対策について改めて徹底すること。

(3) 予防的ワクチン接種時の豚の健康状態の確認

家畜防疫員は、ワクチン接種時に豚の健康状態を臨床観察、過去の異状の状況や投薬歴に関する飼養管理者からの聴取等により確認し、異状を認めた場合はCSFの検査を行った上でワクチン接種の可否を判断すること。

(4) 野生イノシシの検査

野生イノシシの感染が確認されていない地域においても、野生イノシシの捕獲調査を強化し、感染イノシシと未感染イノシシのそれぞれの生息域を可能な限り明らかにすること。

2. 畜産関係者の海外渡航の自粛及び渡航する場合の留意事項について

農場の従業員も含めた畜産関係者に対し、ASF、口蹄疫等が発生している国への渡航を可能な限り自粛するよう要請し、やむを得ず発生している国へ渡航する場合には、以下の点に留意するよう指導すること。

(1) 渡航に当たっての留意事項

- ① 農場やと畜場などの畜産関連施設に立ち入らないこと。
- ② 動物との不用意な接触は避けること。
- ③ 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
- ④ 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。

(2) 帰国後の留意事項

飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間、衛生管理区域（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第21条の2第1号に規定する衛生管理区域をいう。以下同じ。）に立ち入らないこと。農場主、従業員等必要のある者がやむを得ず立ち入る場合は、洗髪・入浴、更衣等適切な処置を講じた上で立ち入ること。

また、海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講ずること。

3. 衛生管理区域及び畜舎への立入制限及び立入りの際の消毒等について

家畜の所有者に対し、看板の設置等により、必要のない者が衛生管理区域及び畜舎に立ち入ること並びに不要な物を持ち込むことのないよう指導すること。また、農場の従業員も含め、衛生管理区域及び畜舎に立ち入る場合には、手指、靴等の消毒を実施するとともに、衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、これらを確実に着用させることを指導すること。

4. 早期発見・早期通報の徹底について

(1) 改正したCSF、ASF及び口蹄疫の指針に基づき、防疫対策を徹底するとともに、平成23年9月28日農林水産省告示第1865号（家畜伝染病予防法第13条の2第1項及び第4項の規定に基づき、同条第1項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第4項の農林水産大臣の指定する検体を定める件）で定める本病の特定症状については、改めて家畜の所有者、獣医師等に対し、周知徹底すること。

さらに、CSF、ASFについては、現場段階における早期発見に資するため、同指針に基づく浸潤状況確認のための調査を確実に実施すること。特に、これらの疾病の浸潤状況の把握のためには、死亡いのししの検査が有効と考えられるため、関係部局等と連携の上、適切に検査を実施すること。

(2) (1)の症状を呈している家畜を発見したときは、当該家畜又はその死体の所

在地区を管轄する家畜保健衛生所に速やかに届け出るよう指導すること。また、早期発見・早期通報できるよう、農場の全従業員に対して、飼養家畜の毎日の健康観察を入念に行うよう指導すること。

5. 緊急連絡体制の確保及び周知について

休日、年末年始においても、万が一の発生の際の連絡が支障なく行われるよう、都道府県組織内の緊急連絡体制の確認を行うとともに、管轄する家畜保健衛生所の通報先を家畜の所有者、獣医師等に改めて周知すること。併せて、連絡を受けた後の初動対応が迅速かつ的確に図れるよう、関係機関・団体との間の緊急連絡体制を確認すること。

牛、豚等の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び指導の徹底について

1 目的

牛、豚等の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、適切な指導を行うことにより、口蹄疫等の家畜の伝染性疾病の発生の予防に万全を期す。

2 立入検査の対象農場

豚及びいのししの飼養農場は、全戸を対象とする。

牛、水牛、鹿、めん羊又は山羊のみを飼養し、豚を飼養していない農場は、平成29年度以降の立入検査において、家畜防疫員が全ての基準項目の遵守を確認した農場は、立入検査を省略することができる。その他の農場は少なくとも2年に1回の頻度で立入検査を実施するものとする。

なお、平成31年4月1日以降に既に立入検査が実施され、3による確認が終了した農場については、当該確認の結果をもって本通知に基づく確認にかえることができるものとする。

3 遵守状況の確認及び指導の方法

別紙2の飼養衛生管理基準チェックシートを活用し、家畜防疫員が各農場を訪問して飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、適切な指導を行うこと。また、指導を行った場合には、後日、その改善状況を確認すること。

さらに、豚又はいのししを飼養する農場においては、別紙3の「家畜伝染病予防法施行規則別表第2（第21条関係）第2項」の改正案に基づく次の事項についても、適切な周知・指導を行うこと。

- ・ 野生いのししの生息地域に所在する農場においては、衛生管理区域に野生いのししが侵入しないよう防護柵の設置その他の必要な措置を講ずること。ネズミ等の野生動物の隠れられる場所をなくすよう、防護柵周囲の除草その他の必要な措置を講ずること。
- ・ 野鳥等の野生動物の畜舎、飼料庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネットその他の設備を設置するとともに、定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。
- ・ 衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること。

- ・ 更衣を行う際に病原体が衛生管理区域に侵入することがないように、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管するとともに、かつ、更衣前後において利用する経路が交差しないよう一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。
- ・ 畜舎ごとの専用の靴を設置し、畜舎に入るものに対し、これらを着実に着用させること。
- ・ 飼養する家畜に肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合には、攪拌しながら90℃以上で60分間以上又は121℃以上3気圧で10分間以上の加熱処理・加熱後の飼料が加熱前の原材料等により交差汚染しないよう措置が講じられているものを用いることとし、この処理が行われていない者は衛生管理区域内に持ち込まないこと。

なお、家畜防疫員1人当たりの確認対象農場が多く、立入検査の十分な実施が困難と考えられる地域については、非常勤職員、自衛防疫団体等を活用し、報告期限までに、飼養衛生管理の確認及び適切な指導を確実に実施すること。

4 報告の内容及び方法

立入検査の結果については、様式1-1及び1-2による飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書（Excelファイル）により、農林水産省消費・安全局動物衛生課病原体管理班宛て（kokunai_boeki@maff.go.jp）に電子メールにより提出すること。

5 報告の期限

令和2年4月30日（木）

6 その他

- （1）4により提出された飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書については、動物衛生課において都道府県別に取りまとめ、個々の農場が特定されないように配慮した上で、公表することとする。
- （2）立入検査において、飼養衛生管理基準の遵守に協力が得られない農場に対しては、「飼養衛生管理基準の遵守指導強化について（技術的助言）」（平成31年4月19日付け31消安第361号農林水産省消費・安全局長通知）を踏まえ、指導及び助言、勧告並びに命令の適切な対応をとること。
- （3）長期にわたって立入検査に応じない農場がある場合には、罰則の適用を含め、厳格に対処すること。